



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 356号 2011.4.29 発行 社会政策研究所

「保護者」の責務規定、削除に向け議論開始- 厚労省・精神医療作業チーム

キャリアブレイン 2011年4月28日

厚生労働省の「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」の下に設置された『保護者制度・入院制度の検討』に係る作業チーム（座長＝町野朔・上智大法学研究科教授）は4月28日、第4回会合を開いた。この日からは、2月の検討チームの会合で整理が不十分とされた論点を踏まえ、精神障害者の「保護者」に課せられた責務規定を削除するに当たり検討すべき課題について、論点整理の議論を始めた。

作業チームは今後、第2クールと位置付けた3回の会合をめどに、▽財産上の利益保護関係▽措置入院者の引き取り関係▽退院等請求関係▽精神科医療における保護者（主に家族）の位置付け▽入院時の強制医療介入の在り方▽治療へアクセスする権利の保障の在り方—について、上部組織の検討チームで議論するための論点を整理する。

この日の会合では、財産上の利益保護関係に関して事務局が、財産管理の面で判断能力がない人を支援する仕組みとして、成年後見人制度などがあることを説明。このため、保護者が精神障害者の財産上の利益を保護しなければならないとした責務規定を削除しても、精神障害者に特化した新しい制度をつくる必要がないのではないかと問題提起した。これに対し、委員からはおおむね賛成する意見が出た。

また、措置入院者の退院後の引き取り関係については、「行政のかかわりが少ない。措置入院の解除は、症状消退届1枚で済む。（措置入院を決定した行政から）患者にはもっと丁寧な説明が必要だろう」（千葉潜・医療法人青仁会青南病院理事長）などの意見が出た。一方で、保健所の立場から、「（行政が）措置入院させた患者から恨みを買うケースもあり、退院で行政が大きくかかると、退院がスムーズにいかなくなることもある」（鴻巣泰治・埼玉県立精神保健福祉センター主幹）との指摘もあった。

通所介護などの複合拠点の設備など例示- 被災地の仮設住宅で厚労省が事務連絡

キャリアブレイン 2011年4月28日

厚生労働省は4月27日、東日本大震災の被災地の仮設住宅に併設され、デイサービスや訪問介護などを提供するサポート拠点について、設備や配置するスタッフの数などの参考例を示した事務連絡を都道府県にあてて出した。

事務連絡では、サポート拠点の規模については、▽50平方メートル程度の「小規模サポート拠点」▽100平方メートル程度の「中規模サポート拠点」▽300平方メートル程度の「総合的複合拠点」—の3種類を例示。

小規模サポート拠点では、▽総合相談▽訪問介護などの居宅サービス▽高齢者や障害者、子どもが集まる地域交流—などを行う。主な設備として、事務室や相談室、集会室、給湯室を設置。スタッフとしては、相談職員1人と事務員1人を配置することが示されている。

中規模サポート拠点でも、小規模サポート拠点と同様のサービスを提供するが、設備に

については給湯室の代わりに簡単な調理機器を設置する。スタッフには、相談職員と事務員のほか、高齢者の見守りなどを行う介護職員 2 人が加わる。

総合的複合拠点では、小規模サポート拠点の提供サービスに加え、食事や入浴などのデイサービスと、障害者の日中活動の場を提供する。設備については、集会室でデイサービスと地域交流をできるようにするほか、浴室や厨房設備なども備える。スタッフについては、デイサービスを行う介護職員と看護職員を合わせて 3 人、調理員を 2 人といった配置を示している。

これらの拠点で提供するサービスについて、厚労省の担当者は「介護保険に限らない」としている。

また事務連絡では、厚労省が今年度第 1 次補正予算案に、サポート拠点の整備費や事業費などとして約 70 億 2100 万円を計上したことを説明している。予算案が今通常国会で成立すれば、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の 9 県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金に、被害状況に応じた額が積み増しされる。その後、サポート拠点を運営などする市町村や事業者、関係団体に対して、県が資金の交付や助成を行う。

被災者による成年後見制度の利用を- 厚労省が事務連絡

キャリアブレイン 2011 年 4 月 28 日

厚生労働省は 4 月 27 日、東日本大震災に被災し、財産管理などができなくなった高齢者や障害者が出たり、成年後見人らが支援できなくなったりした場合を想定して、被災者による成年後見制度の利用を促す事務連絡を都道府県などにあてて出した。同制度の利用は、高齢者らの財産の不当な処分などを防止する観点から重要だとしている。

事務連絡では、介護事業者や障害福祉事業者などが取るべき対応を説明している。

介護事業者などは、認知症や知的障害、精神障害により判断能力が十分でなく、成年後見制度を利用すべき人を見つけた場合に、市町村や地域包括支援センターなどに連絡する。さらに、同制度を利用すべき人の成年後見の申し立てを検討している場合は、地域包括支援センターなどの相談窓口か、家庭裁判所の手続き案内の窓口を紹介してもらう。

また、成年後見人、保佐人、補助人が被災して活動できていない状況を把握した場合は、市町村か家庭裁判所に連絡する。

厚労省の担当者は、「既に成年後見制度を利用している高齢者や障害者の預金は、成年後見人らでないと下ろせない。成年後見人らが被災して死亡している場合などに、周囲の迅速な対応が必要になる」と話している。

【東日本大震災】高齢者ら災害弱者の被害軽減策を 都が審議会に諮問

産経新聞 2011 年 4 月 28 日

東日本大震災の発生をうけて、東京都は 28 日、東京で大震災が発生した際に備えて、高齢者や障害者らの救助など被害軽減策を見直すため、知事の諮問機関「火災予防審議会」に具体策を諮問した。2 年以内に答申を受ける見通し。

東日本大震災では高齢者らが多数被害にあったことから、都では、東京で大規模震災が発生した場合でも、多数の高齢者の情報入手や救助・避難で問題が生じる可能性が高いとして、改めて対策見直しを諮問した。

都では救助にかかわる東京消防庁の役割について、「消防機関として実施すべき被害の未然防止策や関係機関の連携が必要」としている。

諮問は 28 日の火災予防審議会総会で行われ、新井雄治消防総監が「大震災で、さらなる防災の充実が求められている」とあいさつ。審議会の菅原進一会長（東京理科大教授）に諮問書を手渡した。

大阪ニュース：「インテックス大阪」の一時避難所 近く閉鎖

大阪日日新聞 2011年4月28日

大阪市は27日、同市住之江区南港北1丁目の見本市施設「インテックス大阪」6号館に設置している東日本大震災の被災者のための一時避難所を、バックアップの役割を終えたとして5月の連休明けをめどに閉鎖すると発表した。

同避難所の受け入れ者は延べで17世帯28人にとどまっており、現時点での入所者（10世帯、20人）の市営住宅への入居にもめどがなかったため、27日以降の新たな避難者の受け入れについては、市営住宅や職員公舎で行う。

同避難所で使用した資材や寄付された支援物資は、福島県や宮城県の被災地からの要請に従って順次搬送する。

同避難所の設置は日本透析医会の要請に応じたもので、透析患者400人、家族を含めて千人を受け入れる体制を整えて3月28日に開設。

しかし、被災地から遠いことや医療機関の復旧が進んでいることなどから透析患者の入居はなく、4月5日には受け入れ対象を拡大していた。

平松邦夫大阪市長は「安定した電力が必要な（透析患者の）治療、命に関わるバックアップとして、自治体としてできることをさせていただいた」と話した。

日報抄

新潟日報 2011年4月28日

木々の新緑が薫風を運んでくる。もうすぐ5月。窓際のカレンダーをめくってみた。いつもの年なら、あれやこれやと書き込まれるはずの大型連休の予定が、今年はまるでない▼余白が目立つのは、わが家の暦ばかりではないらしい。本紙の調査によると県内の宿泊施設では震災後、20日までに12万人余りの予約取り消しがあったという。東北地方の苦境は推して知るべしだろう▼『「同情するならカネを使いに来てくれ』と思っていた」。しばらく前、阪神大震災で被災した元日銀神戸支店長が本紙に述懐していたのを思い出す。幸い、暇と少々持ち合わせならある。「旅の具多きは道さはりなり」と荷の多さを戒めたのは松尾芭蕉だが、お金だけはしっかり持ってぶらり北国を訪ねてみようか。俳聖にあやかかって、新緑の奥の細道をたどるのもいいかもしれない▼あてのない旅にはロマンがあるが、あてにならない政治はいただけない。政府は福島第1原発の半径20キロ圏内を、立ち入り禁止の警戒区域とした。命にかかわることだから、やむを得ない面はあるが、官房長官の会見を聞く限りでは、住民の行く末が見えない▼問題は、避難はいつまで続くのか、その間の生活をどう支援するのかだ。罰則を設けてまで規制するなら、見通しをしっかりと説明するのが、為政者の務めだろう▼「早く家に帰して」。福島県内の避難所を訪れた菅直人首相に、警戒区域の住民が怒号を浴びせた。政治の真価が問われている。避難者にあてのない旅を強いるようなことだけはやめてほしい。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行